

## 1 保育園の概要

|       |                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 名称    | 社会福祉法人 ねぐるみ会 豊田保育園                                                               |
| 種別    | 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所(認可保育所)                                                  |
| 施設所在地 | 〒191-0053 日野市豊田 4 丁目 10-3                                                        |
| 開設年月日 | 平成 30(2018)年 4 月 1 日                                                             |
| 連絡先   | TEL:042-581-3451 Fax:042-514-8006 携帯:070-1271-3368                               |
| 建物の規模 | 敷地面積:2.887 m <sup>2</sup> 延床面積:1.070 m <sup>2</sup> 構造:木造建て<br>設備:冷暖房・床暖房・誰でもトイレ |
| 代表者氏名 | 理事長:一ノ瀬 浩一                                                                       |

|                                   |                                                                                      |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| クラス構成<br>(定員)                     | 1 歳児:16 名(8 名/8 名) 2 歳児:24 名(12 名/12 名)<br>3 歳児:26 名 4 歳児:26 名 5 歳児 26 名<br>定員:118 名 |
| 職員構成                              | 園長:1 名 主任:1 名 保育士:16 名 看護師:1 名<br>栄養士:1 名 調理員:3 名 用務員:1 名                            |
| △開園時間中は、最低 2 名以上の保育士を配置し保育にあたります。 |                                                                                      |
| 事業内容                              | ◆障がい児保育 ◆延長保育 ◆食物アレルギー対応<br>◆地域の子育て支援<br>◆実習生受入 ◆園舎内には「だれでもトイレ」                      |

## 2 保育園の目的及び運営方針等

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人理念 | 園の近くに「ねぐるみ」という地域があり、その一角の傾斜地にねぐるみ坂があります。<br>この地域には草木が生い茂り、その根が地下に根強く張り崖線からの土砂崩れなどを防いでくれることから「ねぐるみ」の地名の起源ではないかと言われています。<br>近年、子ども達を取り巻く生活環境には変化が見られ厳しいものがありますが、本来、子ども達には育とうとする力があります。明日へと伸びゆく姿はまさしく若葉から大木への過程そのものです。この子ども達を、保護者の方や地域の方々と保育園が共に協力し合い、暖かく見守り自然の光や水、風のように根元で支えて行きたいと思います。春には花を咲かせ、夏には木陰となり、秋には落ち葉が大地の恵みとなり、冬には来る春への期待を持たせてくれる木々を育てる思いで、次世代を担う子ども達を育てていきたいと思っています。 |
| 保育理念 | 保護者と共に地域の方々にも愛され、次世代を担う一人の子どもが大切に育まれる保育園を目指します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 保育目標 | ◆丈夫なからだ 元気な子ども ◆自然を感じ 心豊かな子ども<br>◆自分で考え 行動できる子ども ◆思いやりのある子ども                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 園の特色 | ◆豊田地域の豊かな自然の中で、四季を感じる心豊かな保育を行います。<br>◆食育の一環として、近くにある農地で栽培体験を行います。<br>◆ゴミの分別に取り組み、環境について考える保育を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                            |

## 3 保育園の開園日、開園時間、保育時間及び休園日

- (1) 開園日 ◆月曜日から土曜日まで  
(土曜日は勤務の方のみのお預かりとさせていただきます)  
(仕事がお休みの日についてはご自宅での保育をお願いしています)
- (2) 開園時間 ◆午前 7 時から午後 7 時  
(保育標準時間認定) 午前 7 時から午後 6 時(最長 11 時間/日)  
(保育短時間認定) 午前 9 時から午後 5 時(最長 8 時間/日)

(3) 延長保育

【保育標準時間認定】

|       |                          |             |
|-------|--------------------------|-------------|
| 月極利用  | 午後 6 時 01 分から午後 7 時      | 月ぎめ 2,500 円 |
| 1 日利用 | 午後 6 時 01 分から午後 6 時 30 分 | 300 円       |
|       | 午後 6 時 01 分から午後 7 時      | 700 円       |

【保育短時間認定】

|       |                                 |             |
|-------|---------------------------------|-------------|
| 月極利用  | 午前 7 時から午前 8 時 30 分             | 月ぎめ 1,000 円 |
|       | 午後 5 時 01 分から午後 6 時             | 月ぎめ 1,000 円 |
|       | 午後 6 時 01 分から午後 7 時             | 月ぎめ 2,500 円 |
| 1 日利用 | 午前 7 時から午前 8 時 30 分             | 300 円       |
|       | 午前 7 時 31 分から午前 8 時 30 分        | 200 円       |
|       | 午前 8 時 01 分から午前 8 時 30 分        | 100 円       |
|       | 午後 5 時 01 分から午後 5 時 30 分        | 100 円       |
|       | 午後 5 時 31 分から午後 6 時             | 200 円       |
|       | 午後 6 時 01 分以降利用は、保育標準時間の延長料金と同じ |             |

(4) 休園日 ◆日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

その他災害発生時・非常の場合は臨時休園又は保育時間を短縮する場合があります。

(5) 給食副食費 ◆3 歳児、4 歳児、5 歳児 : 4500 円／月

## 4 非常災害対策

|               |                                                              |
|---------------|--------------------------------------------------------------|
| 防犯設備          | 学校 110 番(非常通報装置)、防犯システム設置                                    |
| 防災設備          | 自動火災探知機、誘導灯、消火器                                              |
| 消防計画<br>届出年月日 | 日野消防署 令和元年 6 月 25 日 届出済                                      |
| 防火管理者         | 園長 中西美香                                                      |
| 定期訓練          | ◆避難訓練、消火訓練、非常時配信訓練:毎月実施<br>◆総合避難訓練:年 1 回実施<br>◆お迎え訓練:年 1 回実施 |
| 災害発生時の対応等     | 保護者の引取りのあるまでの間(開所時間外を含む)引き続き園児を保護します。                        |
| 災害時安否情報メール    | 災害時において、情報をお知らせするためにメール配信を行っています:【安心伝言板】                     |
| 広域避難所         | 日野市立豊田小学校                                                    |
| 土砂災害避難場所      | ねぐるみ会芝原保育園/園舎内避難                                             |

## 5 虐待防止等の措置について

保育園には、虐待が疑われる場合、通報する義務があります。

【関係法令】 児童虐待防止等に関する法律 第 6 条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して

市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

## 6 苦情解決について

保育園では保護者の皆さまからのご不満や、心配事があった時は直接ご意見をお聞きます。また、第三者委員による相談も可能です。ご意見があった時は、速やかに問題が解決できるように努めています。

### ① 保育園

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 受付担当 | 吉田知世(主任)/伊藤依理子(副主任)/川島絵里香(副主任) |
| 受付担当 | 中西美香(園長)                       |
| 総責任者 | 一ノ瀬浩一(理事長)                     |

### ② 第三者委員

|     |              |
|-----|--------------|
| 氏名  | 大須賀良子        |
| 連絡先 | 042-592-2823 |
| 氏名  | 中村真紀子        |
| 連絡先 | 042-581-0099 |

## 7 賠償責任保険等の加入

### ① 損害保険ジャパン日本興亜「保育園総合保険制度」加入

### ② 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」加入

保育園では、日頃から安全な保育を心がけておりますが、万が一の事故に備え園児全員が独立法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。保育園で保育を受けているときなど保育園の管理下で起こった災害により、医療機関等を受診した場合に同制度で定められた災害共済給付金が支給されます。

## 8 その他

### ① 家庭の情報に変更生じた場合

家庭状況(住所、勤務先、勤務時間、連絡先、出産・育児休業、家族の異動、支給認定証の記載事項等)に変更があった場合には変更届の提出が必要となります。必ず市役所保育課にご連絡をお願い致します。その際保育園にもお知らせ下さい。提出用紙は保育園にもあります。

市のHPでもダウンロードできます。

### ② 個人情報保護について

保護者の方より口頭及び文書により提供を受けて得た個人情報は、保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

### ③ 保育園の案内・概要などホームページでご覧いただけます。また、子ども達の日頃の保育活動の様子をお知らせしています。

